

2014年8月10～16日にソフィア(ブルガリア)で開催された第43回ITF世界大会は、

1. 日本航空(JAL)が会社更生法のもとに更生計画を進める中、84名の客室乗務員と81名の運航乗務員が解雇され、解雇された165名のうち、客室乗務員71名、運航乗務員70名が解雇無効を求め、東京地方裁判所、次いで東京高等裁判所にそれぞれ訴訟を起こしたことを認識する。本大会はまた、東京高等裁判所が東京地方裁判所の判決を支持し、165名の解雇は有効であるとの判決を、客乗裁判では2014年6月3日に、乗員裁判では6月5日に下したことにも留意する。
2. 東京高等裁判所が2012年6月と2013年10月に出されたILO勧告について客乗判決では一切触れず、乗員裁判においては『本件に関して何らかの具体的措置を我が国の国家機関に要請するものではなく、労働組合において中心的役割を担ってきた者を解雇してはならないという内容のものとはいえない』と述べていることを留意する。
3. JALの当時の最高経営者が「経営上解雇の必要がなかった」と証言し、「人員削減目標を達成していた」との被解雇者側の立証の当否が明らかにされないままに、裁判所が更生計画に人員削減が書かれていることを根拠に解雇有効との判決を下したことにも留意する。
4. 会社更生計画が履行される過程で生じた人員削減策に関して、裁判所による十分な証拠調べが尽くされずその結果として事実認定を誤るような場合には、労働者の基本的権利が侵害され損なわれる可能性があることを憂慮する。
5. 裁判所が「整理解雇の人選基準」として「年齢」と「病歴」を合理的と判断したことについて留意する。
6. 被解雇者の中に現職の委員長及び多くの労働組合活動家が含まれ実質的に労働組合の弱体化を招いていることに憂慮する。
7. この解雇問題がITF及びIFALPAを含む支援を受けてILO結社の自由委員会に申し立てを行い、同委員会から日本政府に対して「会社と労働組合が復職について交渉をするよう指導する」勧告を出されていることに留意する。
8. JALの不当解雇以降、これまで1820名の客室乗務員を採用し、現在新人パイロットの公募を開始する一方、被解雇者の職場復帰にむけた労働組合との交渉が実質的に行われないことに留意する。
9. 本大会は日本政府に対してはILO勧告の履行を、そしてJALに対しては早期全員の復職を求めるJAL被解雇者の闘いを引き続き支援することを決議する。

提出者:
日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)